教職員用

高槻市学校給食申込書

年　　月　　日

（宛先）高槻市教育委員会　教育長

裏面の注意事項及び承諾事項に同意の上、次のとおり学校給食を申し込みます。

また、高槻市が定める学校給食費を納入することを確約いたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 納付義務者(教職員) | 住所 | 〒 |
| フリガナ |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| 学校名 | 在籍校：高槻市立　　　　　　　　小・中 学校 |
| その他の小中学校にも勤務する場合、学校名を記入してください。 (※)　高槻市立　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学校 |
| 喫食日 | いずれかの□にチェックをし、２番目の場合は内容について記入・○をしてください。□ 毎日□ 週　　回〔 月・火・水・木・金 〕 (※)□ 不定期 (※) |
| その他 | それぞれ有無に○をし、有の場合は内容について記入・○をしてください。調整休：有〔　　月　　日　/　　月　　日　/　　月　　日〕 (※)　　　無食物アレルギー等：有〔 飲用牛乳・パン・ごはん・パン及びごはん 〕　　　　　　　　　無 |

(※)に該当する方は、「喫食予定表」を前月10日までに、全ての本務校・兼務校の給食理事及び事務職員に提出してください。当該月の勤務の有無にかかわらず、毎月提出が必要です。

学校処理欄　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 保健給食課処理欄

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受付日　令和　　年　　月　　日 | 　→ |  |
| 学校給食費徴収管理システム入力　チェック☐ |
| 学校給食栄養管理システム入力　　チェック☐ |
| 担当者 | 校長 |
|  |  |  |

（注意事項）

１．在籍する学校へ提出してください。

２．傷病等の理由で、連続して５日以上（休日等を除く。）学校給食の提供を受けることができない場合は、学校給食の提供を希望しない日の前日から起算して５日前（休日等を除く。）までに「高槻市学校給食欠食届」の提出が必要です。

３．退職や食物アレルギー等の理由により、学校給食を停止（又は再開）する場合は、学校給食を停止（又は再開）する日の前日から起算して５日前（休日等を除く。）までに「高槻市学校給食停止（再開）届」の提出が必要です。

４．気象警報発令に伴う臨時休業等で急きょ給食が中止となった場合も、給食費が発生します。

（承諾事項）

1. 高槻市、高槻市教育委員会及び学校が保有する私の個人情報を学校給食事業の実施のために必要な範囲で利用することに同意します。
2. 学校給食費を滞納した場合、債権の管理に必要な範囲内において、高槻市、高槻市教育委員会、学校、勤務先及び通学先等、関係する組織間で互いに知り得ている私の情報を共有し、目的利用することに承諾します。
3. 学校給食費を滞納した場合、滞納がなくなるまで、私の市民税等の課税情報の閲覧がなされること、必要な書類を他の行政機関等に求めること及び預貯金、保険等の財産調査がなされることに同意します。